

獣医療を提供する体制の整備を図るための大分県計画書  
(令和3年度～令和12年度)

令和4年3月  
大分県

## 獣医療を提供する体制の整備を図るための大分県計画

本県の獣医療は、これまで飼育動物の診療や保健衛生指導等を通じて、畜産業の発展や動物の保健衛生及び公衆衛生の向上に貢献してきた。しかし、国内における高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱の発生や国際的な人・飼育動物及び野生動物並びにこれらを包含する生態系の健康を一体的に維持する「One Health」に基づいた取り組みなどにより、獣医師に対する国際的・社会的ニーズと果たすべき責任の急速な拡大とともに、それを担う獣医師の養成・確保が必要となるなど、獣医療を取り巻く情勢は著しく変化している。

近年、国内において高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の特定家畜伝染病が断続的に発生し、畜産業に甚大な被害を及ぼしている。そのため、緊急時に対応するための防疫措置の強化が必要とされており、防疫措置への対応能力等を有する獣医師が求められている。また、飼育規模の拡大により、生産性の向上のため、ICT等の技術を活かした飼養管理が求められている。一方、生産性の阻害要因となる疾病等が問題視されており、獣医師による良質かつ適切な獣医療技術の提供と病原体の侵入防止のための飼養衛生管理指導が求められている。

さらに、畜産物の安心・安全の確保や畜産振興を図る上で、家畜・畜産物等の貿易の拡大に伴う様々な需要に応えるために、農場 HACCP や GAP 等の知識と経験を有する人材が求められている。

犬、猫、小鳥等一般家庭において飼育される動物（以下「小動物」という。）における獣医療については、動物愛護に対する意識の向上等に伴い、飼育者の求める獣医療の内容は複雑化・多様化し、国民生活におけるその位置付けは高い。また、社会的ニーズとして動物福祉や人獣共通感染症対策の観点から、その適切な飼育と飼育責任についても飼育者自身の意識を高める必要性もある。

こうした飼育者や社会的ニーズに応えるため、最先端医療技術や高度な医療機器を使用した最新の診断・治療・予防技術の獣医療現場への導入に加え、適切なインフォームドコンセントを通じた飼育者の意向も総合的に勘案した良質かつ適切な獣医療の提供とともに、動物に対する保健衛生指導及び適切な飼育の推進に関する普及・啓発等が求められている。

本県は、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための大分県計画」、「大分県飼養衛生管理指導等計画」等を踏まえ、畜産業の健全な発展、公衆衛生の向上及び動物の保健衛生の向上に寄与していくため、獣医療関連機関の相互の機能及び業務の連携を強化するとともに、獣医療に関する技術の一層の向上を図るほか、特に産業動物診療獣医師及び公務員獣医師においては、確保対策を中心に、傷病治療のみならず畜産農家の衛生対策や収益性向上につながる地域獣医療の的確かつ効率的に提供する体制の整備を図っていくこととする。

## 第1 産業動物獣医療を提供する体制を整備するための地域区分

本県の獣医療を提供する体制の整備が必要な地域は、県全域とする。

なお、各地域の特色を把握するため、地域区分として、現在の家畜保健衛生所の所管区分（大分、豊後大野、玖珠、宇佐）を設定する。

表1. 産業動物獣医療を提供する体制を整備するための地域区分（家畜保健衛生所別）

地域	地域の市町村名
大分	大分市、別府市、由布市、臼杵市、津久見市（5市）
豊後大野	豊後大野市、佐伯市、竹田市（3市）
玖珠	日田市、九重町、玖珠町（1市2町）
宇佐	宇佐市、中津市、豊後高田市、国東市、姫島村、杵築市、日出町（5市1町1村）

表2. 地域区分別家畜飼養頭数

地域区分	肉用牛		乳用牛		豚	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数
大分	127	3,158	9	1,589	5	8,087
豊後大野	474	15,352	12	587	16	65,519
玖珠	290	13,363	35	7,362	12	25,082
宇佐	229	20,481	34	2,559	13	43,544
合計	1,120	52,354	90	12,097	46	142,232

地域区分	採卵鶏※		肉用鶏※		種鶏※		特用鶏※	
	戸数	羽数 (千羽)	戸数	羽数 (千羽)	戸数	羽数 (千羽)	戸数	羽数 (千羽)
大分	8	202	4	163	0	0	3	2
豊後大野	19	480	28	719	5	91	5	6
玖珠	3	6	7	894	0	0	0	0
宇佐	19	488	30	998	15	186	5	1
合計	49	1,176	69	2,774	20	277	13	9

○数値は令和3年2月大分県頭数調査による

※100羽以上飼育者

## 第2 診療施設の整備に関する目標

### 1 診療施設の現状

県全体の診療施設数は170カ所で、このうち県が14カ所、市町村が3カ所、農業共済組合等が4カ所、産業動物の診療施設が60カ所、小動物診療施設が89カ所となっている。

うち、県全体のX線装置数は81カ所で、このうち県が1カ所、市町村が0カ所、農業共済組合等が1カ所、産業動物の診療施設が0カ所、小動物診療施設が79カ所となっている。

表3-1 地域区分別の診療施設の現状（X線装置数）

R3.12.31 現在

地域区分	県	市町村	農業共済等	産業動物	小動物
家畜保健衛生所					
大分	5 ( 1 )	1 ( 0 )	1 ( 0 )	11 ( 0 )	59 ( 52 )
豊後大野	4 ( 0 )	0 ( 0 )	2 ( 1 )	16 ( 0 )	7 ( 4 )
玖珠	2 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 0 )	15 ( 0 )	5 ( 6 )
宇佐	3 ( 0 )	2 ( 0 )	0 ( 0 )	18 ( 0 )	18 ( 17 )
合計	14 ( 1 )	3 ( 0 )	4 ( 1 )	60 ( 0 )	89 ( 79 )

※産業動物及び小動物両方を診療している場合、施設数は産業動物として計上し、X線装置数は小動物にて計上。

### 2 診療施設の整備に関する目標

#### ア 産業動物診療施設

農業共済組合や個人の開業診療施設等が行う、疾病の診断・診療技術の提供等のために必要な施設・機器等の整備について、各地域の家畜飼養頭数や家畜疾病の発生状況等を踏まえ、関係機関等による検討の機会を設定するなど、地域的な偏在の無い獣医療の提供体制を目指す。

#### イ 家畜保健衛生所

家畜伝染病（口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等）の発生予防等に対する組織的な家畜防疫体制の強化を図る必要があり、さらに経営規模の拡大等に伴い複雑多様化する疾病の防除や、人の健康へも影響する薬剤耐性菌の浸潤状況調査等への対応等、「One Health」の考え方を踏まえた病性鑑定機能及び農場のサーベイランス機能の強化のため、必要な施設・機器等の計画的な整備を目指す。

#### ウ 小動物診療施設

小動物診療施設については、専門的かつ高度な獣医療の提供が求められていることから、他の検査施設の積極的な利用等により、過剰な設備投資とならないよう十分配慮しながら、必要な施設、機器等について整備を目指す。

### 第3 獣医師の確保に関する目標

#### 1 獣医師の確保目標

令和12年度を目標年度とする産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の確保目標は、次のとおりとする。

表4. 産業動物診療及び公務員獣医師の確保目標

地域区分 (産業動物診療獣医師：家畜保健衛生所別)	令和2年 12月現在 の獣医師 数※1 (A)	令和12年 度におけ る獣医師 の確保目 標※2 (B)	令和12年 度までに 退職・廃業 が想定さ れる獣医 師数※3 (C)	令和12年 度推定獣 医師数 (A-C) (D)	令和12年 度までに 確保すべ き獣医師 数 (B-D) (E)
産業動物診療獣医師	57	73	20	37	36
大分	11	11	5	6	5
豊後大野	12	17	4	8	9
玖珠	14	20	4	10	10
宇佐	20	25	7	13	12
公務員獣医師	108	122	15	93	29
農林水産部	64	70	9	55	15
生活環境部	44	52	6	38	14

※1 再任用を含む。

※2 1人あたりの肉用牛の診療頭数を約1000頭(県平均)とし、地域区分ごとの獣医師の確保目標数を試算。

※3 産業動物診療獣医師は75歳、公務員獣医師は定年を65歳とする。(令和4年度以降、2年ごとに1歳ずつ引き上げて試算。)

#### 2 獣医師の確保対策

##### (1) 獣医師確保に対する取組

ア 地方公共団体及び畜産関係団体は、小学生～高校生等が獣医師の職業に興味をもてるよう、職場を紹介する広報を展開するとともに食育や職業教育での取組を推進する。

イ 県は、獣医学生が家畜衛生・公衆衛生業務等の理解を深めるよう、インターンシップ研修等を実施するとともに獣医科学生が公務員獣医師の仕事(家畜衛生行政等)への理解を深め、将来の進路選択について検討する機会を設ける。

ウ 県及び畜産関係団体は、獣医系大学において、就業誘導するための説明会に参加する。

エ 県及び畜産関係団体は、県内高校3年生や獣医系大学1年生以上を対象に修学資金を給付

する（将来大分県で産業動物獣医師および大分県職員に給付期間の給付金額ごと設定された利率に基づく期間従事すれば免除される）事業を継続し、かつ事業推進活動を強化する。また、新しく修学資金を給付する人数について、柔軟に検討していく。

## （２）就業環境の改善

ア 地方公共団体及び畜産関係団体は、連携して獣医師の夜間早朝休日の診療対応等の負担を軽減するための体制整備や人員確保等、働き方改革に対応した職場環境の整備を検討する。

イ 地方公共団体及び畜産関係団体は、産業動物診療獣医師や公務員獣医師において、女性獣医師の定着を図るため、各家畜保健衛生所に女性用の休憩場を設けるなど、女性が積極的に活躍できる環境作りを推進する。

ウ 県は、公務員獣医師の待遇を改善するため、新たな獣医師専門の給料表の創設、初任給調整手当及び調整数の改善について柔軟に検討する。

## （３）診療施設の情報収集

県は、各地域における診療獣医師数や診療施設における診療実体の把握に努める。

## 第4 獣医療関連機関の機能及び業務の連携を行う施設の内容、その方針

### 1 組織的な家畜防疫体制の確立

家畜伝染病及び新疾病に対し、家畜保健衛生所を核とし、産業動物診療施設、畜産関係団体、家畜の飼育者等が連携し、平時における防疫体制の強化を図るとともに、発生に備えた組織的な防疫体制の確立を推進する。

#### (1) 家畜の伝染性疾病及び新疾病に対するサーベイランス体制の強化

迅速かつ精度の高い検査体制のもと、監視が必要な家畜の伝染性疾病のサーベイランス検査を実施する。また、家畜伝染病の発生状況等の情報について家畜の飼育者や畜産関係団体等に提供することで、家畜の飼育者等が実施する自衛防疫の取組を促し、家畜の伝染性疾病に対する防疫体制の強化を図る。

#### (2) 飼養衛生管理指導等指針に則した飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導等

家畜保健衛生所が中心となり、飼養衛生管理指導等指針並びに大分県飼養衛生管理指導等計画に基づく、飼養衛生管理基準の遵守について継続的な指導を行う。

また、市町村、畜産関係団体、産業動物診療施設等と飼養衛生管理基準の遵守状況に関する情報を共有し、それら関係機関と連携した指導に努める。

#### (3) 情報共有の体制整備

国内外における家畜伝染病の発生状況、防疫対策に関する情報は、市町村、畜産関係団体及び家畜の飼育者等に対し迅速に提供し、家畜防疫に対する意識の向上に努める。

### 2 診療施設・診療機器の効率的利用

産業動物の獣医療に携わる機関・団体に対し、研修会等を通じてそれぞれが整備している診療施設・検査機器について情報共有を図るとともに、それらを利用した各種検査の受託等を推進する。

### 3 獣医療情報の提供システムの整備

診療施設相互の機能が円滑に発揮されるよう、獣医療関連機関の連携を促進し、獣医療情報の交換システムの整備・組織化に努める。

### 4 診療効率の低い地域に対する診療の提供

診療効率の低い地域では、近隣の診療施設等による診療の提供や効率的配置を検討し、当該地域に対する診療の提供を促進する。

それにもかかわらず、十分に獣医療を提供できない場合には、獣医療関係者間の意見調整を十分に図った上で、公益性の高い機関による補完的な診療の提供を検討する。

## 5 産学官が連携した研究開発等に関する情報提供

高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、口蹄疫等の特定家畜伝染病の発生予防に係る技術の開発・普及や新興・再興感染症の対策、「One Health」の考え方に基づく国際的な取組等の新たな社会的ニーズに対応した獣医療に係る研究・技術開発等について、県及び県獣医師会等を通じ、関連する情報を提供する。



## 第5 診療上必要な技術研修及びその他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

獣医師は、飼育者の求める獣医療を的確に提供していくために、次に掲げる各種研修を積極的に受講し、新しい獣医療技術・知識の習得と技術水準の維持に努める。

### 1 臨床研修

産業動物診療獣医師が臨床現場における実践的獣医療技術の習得、適切なインフォームドコンセントの実施等、家畜飼育者とのコミュニケーション能力の向上並びに獣医療、家畜衛生、公衆衛生等の法令及び食品の安全性、人獣共通感染症や薬剤耐性菌対策等に関する知識・技術の習得を図るため、県獣医師会をはじめとした畜産関係団体は、各種研修を計画し、研修への参加を促進する。

### 2 高度研修

#### (1) 産業動物

ア 農業共済組合は、全国農業共済協会、大分県農業共済組合等が開催する研修会に職員を積極的に参加させ、地域への伝達講習等により技術の向上に努める。

イ 県獣医師会は、各種研修会、講習会を開催するとともに、関係学会等の開催について、会員への周知を図る。

#### (2) 公務員

県は、家畜衛生、公衆衛生及び動物愛護管理等の行政に携わっていく上で必要な知識・技術及び畜産関連産業等の知識・経験の習得を目的として実施される技術研修、講習会等への参加を推進し、飼養衛生管理基準の指導や防疫の円滑な実施のため、家畜保健衛生所のみならず、農林水産部以外の公務員獣医師等も対象とした研修会の開催を図る。

#### (3) 小動物

県獣医師会等は、専門分野別の技術の向上等を図るため、各種研修会、講習会の開催に努めるとともに、関係学会等の開催状況について関係獣医師への周知を図る。

### 3 生涯研修

診療に従事する獣医師は、最新の獣医療技術や海外悪性伝染病、新興感染症等に関する知識・技術を収集し、時代に即した獣医療を提供していくため、各種学会、研修会、講習会に積極的に参加し、獣医療技術の向上に努めるとともに、自らの研鑽により、獣医師倫理の向上に努める。

県獣医師会は、これら獣医療技術の習得や獣医師倫理の向上を図るため、研修会・講習会を積極的に開催するとともに、関連する教材等の提供に努める。また、研修参加等が困難な獣医師については、各種の新しい情報媒体を活用した教材の利用による研修の機会を増やし、適正な獣医療が提供されるよう努める。

## 第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

### 1 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

#### (1) 産業動物

県獣医師会や県畜産協会等と連携しながら、各畜種の飼養衛生管理者に対し、基本的な飼養管理や繁殖管理に加え、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守やワクチン接種などの自衛防疫、食品の安全性の確保等に関する知識等の普及啓発を図り、レベルの高い畜産経営を推進する。

#### (2) 小動物

愛玩動物看護師法の成立により、獣医師の担う業務と愛玩動物看護師の担う業務の明確化を踏まえた適正な役割分担と連携を通じ、チーム獣医療体制の充実を図る。また、人と動物が共生できる社会づくりを推進するため、県獣医師会と連携しながら、小動物の飼育者に対し、小動物の健康管理のための衛生知識の普及啓発・相談活動や人獣共通感染症予防に関する情報の提供等を行う。

### 2 広報活動の充実

県、県畜産協会及び県獣医師会は、広報活動を促進し、飼育者に対する衛生知識の啓発、普及に努める。

また、県獣医師会を中心に休日及び夜間診療の当番医制度を検討し、夜間・休日に診療を提供する診療施設に関する広報活動の促進を図る。

### 3 地方公共団体及び畜産関係団体等との家畜防疫体制の整備

県が中心となって、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が発生した場合のまん延防止に係る防疫対応や緊急的ワクチン接種に備え、市町村及び関係団体等と連携して、民間獣医師も含めた防疫体制構築のための体制整備を推進する。